過誤における手続きイメージ図

【通常過誤における手続き完了までのイメージ】

2

月

3

月

10

日

15

日

4

月

上

旬

中旬

下旬

5

月

上旬

中旬

下旬

請求

審査

（

2

月サービス提供分）

通常過誤申立

（請求取下分）

支払

決定

過誤決定

再請求

審査

（通常過誤申立分）

請求

審査

（

3

月サービス提供分）

決定

支払

決定

支払

例

3

月

15

日

頃

までに「通常過誤申立書」を提出された場合、直近の３月審査分（２月サ

ービス提供分）の支払いが

4

月下旬に行われるので、その支払予定額と過誤申立額（取

下げを行った請求分の全額）が差引されます。

※

差引金額がマイナスになるような場合は、複数月に分けて過誤を行うなど、マイナス

とならないようにしてください。

過誤申立は連合会での審査

・決

定後

となりますので、この例の

場合だと

1

月サービス提供分

（

2

月請求分）

以前のものとな

ります。

過誤申立

全額を差引し、残額

を支払い。

※差引でマイナスにならな

いように注意！

